

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県小田原市中町三丁目14番20号

氏名 株式会社平沼商店

〔法人にあつては
名称及び代表者
の氏名〕 代表取締役 平沼 大典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒岩 祐治



許可の年月日 令和 3年 11月 10日
(初回許可年月日 昭和 49年 11月 27日)
許可の有効年月日 令和 8年 10月 31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 収集運搬（積替・保管を除く。）

汚泥（※2※3）、廃油、廃プラスチック類（※1）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1）、がれき類（※1）

イ 収集運搬（積替・保管を含む。）

廃プラスチック類（※2）、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※2）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

〔注1〕石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ裏面記載のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

令和 3年11月10日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

許可内容提示用

複写およびその他の目的使用は無効とします

株式会社 平沼商店

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
設置場所 神奈川県小田原市寿町5丁目358番1外1筆(1, 169.05㎡)

- ・金属くず 保管面積 6.8㎡ 最大保管量 8.2㎡
- ・廃プラスチック類(※2)、金属くず(※2)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(※2)
保管面積 2.5㎡ 最大保管量 2.6㎡

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。
※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。
※3：水銀含有ばいじん等を含む。